

令和元年度 第1回 京都府立図書館協議会 資料

令和元年6月13日

1. 議事次第	… 1
2. 京都府立図書館協議会委員名簿	… 2
3. 図書館法（抜粋）・京都府立図書館条例・京都府立図書館協議会規則	… 3
4. 京都府立図書館協議会傍聴要領	… 6
5. 平成30年度第3回京都府立図書館協議会 議事要旨	… 9
6. 京都府立図書館サービス計画	…別紙
7. 平成30年度取組状況及び令和元年度事業計画について	…別紙

令和元年度 第1回 京都府立図書館協議会

議 事 次 第

令和元年6月13日

1. 平成30年度第3回京都府立図書館協議会 議事要旨について
2. 京都府立図書館サービス計画について
3. 平成30年度取組状況及び内部評価について
4. 令和元年度事業計画について
5. その他

京都府立図書館協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
明致親吾	京都CSR推進協議会会長
小川雅史	京都府立嵯峨野高等学校長
桂まに子	京都女子大学講師
亀井貴子	綾部市立吉美小学校長
潮江宏三	京都岡崎魅力づくり推進協議会代表
永田 紅	歌人
西亜希子	京都府図書館等連絡協議会会長 (南丹市立中央図書館長)
野間万里子	日本学術振興会特別研究員 近畿大学農学部非常勤講師 (公募委員)
原田隆史	同志社大学大学院教授
松下亜樹子	京都新聞社 滋賀本社編集局編集部長代理兼論説委員

図書館法（抜粋）

昭和 25 年法律第 118 号

最終改正：平成 23 年法律第 122 号

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

京都府立図書館条例

平成 28 年京都府条例第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条及び第 16 条の規定により、京都府立図書館及び京都府立図書館協議会の設置その他京都府立図書館に関し必要な事項を定めるものとする。

(京都府立図書館の設置)

第 2 条 法第 10 条の規定により、京都府立図書館（以下「図書館」という。）を京都市左京区岡崎成勝寺町 71 番地に設置する。

(分館等)

第 3 条 図書館には、分館その他の施設を置くことができる。

(京都府立図書館協議会)

第 4 条 法第 14 条第 1 項の規定により、図書館に京都府立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他適当と思われる者の中から京都府教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、10 人以内とする。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

京都府立図書館協議会規則

平成 29 年京都府教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都府立図書館条例（平成 28 年京都府条例第 48 号）第 4 条第 5 項の規定により、京都府立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、京都府立図書館において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

京都府立図書館協議会 傍聴要領

1 趣旨

この要領は、京都府立図書館協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴の手続き

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として10名とし、記者席は別に設けるものとする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙）を会議開会予定時刻の30分前から10分前までに京都府立図書館協議会会長（以下「会長」と言う。）に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)による傍聴人の受付は、傍聴申込書が提出された順に行うので、定員になりしだい、受付を終了する。
- (5) 傍聴を認められた者は、係員の指示に従って入室し、所定の傍聴席に着席すること。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れること。
 - イ 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - エ 写真、映画等の撮影、録音等を行うこと。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときは除く。
 - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、会長が退場を命じた場合
- (3) 傍聴人は、傍聴後、京都府立図書館協議会の内容に関する質問や意見がある場合は、京都府立図書館に申し出ること。

4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成29年6月14日から施行する。

令和元年度 第1回 京都府立図書館協議会 傍聴者受付名簿

受付番号	氏名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

- 1 日時 令和元年6月13日(木)
午前10時から12時まで
- 2 場所 京都府立図書館マルチメディアインテグレーション室
京都市左京区岡崎成勝寺町
- 3 傍聴の手続
- (1) 定員 10名
- (2) 受付 受付は、開催時刻の30分前から10分前まで(午前9時30分から午前9時50分まで)行い、定員になり次第終了します。
- (3) 受付場所 京都府立図書館マルチメディアインテグレーション室
- (4) 注意事項 傍聴にあたっては、別紙「傍聴要領」に記載された事項を守っていただきます。

傍聴申込書

令和 年 月 日開催の京都府立図書館協議会の会議を傍聴したいので申し込みます。

なお、傍聴の際は、下記事項を遵守します。

年 月 日

京都府立図書館協議会会長 様

申込者 住 所

(報道機関名)

氏 名

記

- 1 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯しないこと。
- 2 ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯しないこと。
- 3 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯しないこと。
- 4 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機等を携帯し、又は使用しないこと。
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯しないこと。
- 6 携帯電話等の着信音を鳴らさないようにすること。
- 7 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 8 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 9 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- 10 飲酒、飲食又は喫煙しないこと。
- 11 前各号のほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 12 京都府立図書館協議会会長が傍聴人の退場を命じた場合、速やかに退場すること。
- 13 傍聴後、京都府立図書館協議会の内容に関する質問や意見がある場合は、京都府立図書館に申し出ること。
- 14 その他京都府立図書館協議会会長の指示に従うこと。

(備考) 報道機関の者にあつては、「住所」は「報道機関名」を記載すること。

平成 30 年度 第 3 回京都府立図書館協議会 議事要旨**1 開催日時**

平成 31 年 3 月 14 日（木）午前 10 時から 12 時まで

2 場所

京都府立図書館

3 出席者

原田隆史会長、明致親吾委員、小川雅史委員、桂まに子委員、潮江宏三委員、永田紅委員、松下亜樹子委員、村川広美委員、矢納佳実委員

4 会議の内容

- (1) 平成 30 年度第 2 回協議会の議事録について
- (2) 岡崎での開館 110 周年事業について
- (3) 平成 30 年度取組状況について
- (4) 平成 31 年度事業計画（案）について
- (5) 府内公立図書館の状況について
- (6) 会議のまとめと 2 年間の感想
- (7) 今後のスケジュール等

5 協議事項

- (1) 平成 30 年度第 2 回協議会の議事録について
 - 事務局から概要について資料に基づき説明
- (2) 岡崎での開館 110 周年事業について
 - 事務局から概要について資料に基づき説明
 - 展示見学
- (3) 平成 30 年度取組状況について
 - 事務局から概要について資料に基づき説明
 - 原田会長から産学官プロジェクトの経過について説明
(主な説明)
 - ・ 京都府立図書館総合目録（K-libnet）の書誌データの中で、同じ書籍なのに異なる書籍と判断される可能性がある書籍（いわゆる書誌割れ）や異なる書籍なのに同じ書籍と判断される疑いのある図書等の組み合わせ約 8,000 組についてクラウドソーシングによる突合を行った。
 - ・ 判断が一致しなかった 700 組を超える書籍について、AI で突合・判断するためのルール、外れる場合の「判断の揺れ」とでもいふべきパターンを研究しており、概ね解明できるなどプロジェクトは相当進展している。
 - ・ AI で正確に突合・判断できるルールをプログラム化するためには、平成 31 年度にかけても研究を継続したいと考えており、市町村図書館に負担をかけないよう進めるのでご理解賜りたい。

会

○ 委員意見

- ・ 地元の図書館まで講師を派遣いただく出前研修は非常によい取組である。
- ・ 学校支援セット貸出について館長自ら校長会等において説明されるなどしっかりPRされている。現場としてもしっかり連携を図っていきたい。
- ・ 学校支援セットは高等学校においても非常に活用されている。総合的な学習の時間や、今後本格実施となる新学習指導要領による「主体的・対話的で深い学び」を先取りした授業展開もあることから、学校現場における利活用は今後も増えていくと思う。校長会等でしっかり情報提供いただければ学校現場にとってもありがたい。
- ・ SNSの利用を検討されていたり、大学生のイベントへの積極的な協力など、大学生が参加する場が増えているのが印象的である。
- ・ サービスデザインチームが協力する事業への参加人数はどのくらいか。
- 参加人数については主催団体が把握しており当館では把握していない。図書の貸出やレファレンスなど積極的に協力しているところである。
- ・ SNSを使った情報発信の試行はいつから始めるのか。
- 情報発信に特化する方向で、課題も整理しながら次年度、試行に向けて取り組んでいきたい。
- ・ 広報活動にも大変力を入れられていると思う。府民の興味や関心も多様化する中、確実に効果の出る情報発信は難しい。マスコミへ情報発信しながら、様々なメディアを活用し発信することが必要である。
- ・ 全面改装中の京都市京セラ美術館では2020年3月末にリニューアルオープンする際、話題性のある展覧会が大々的に開催される見込み。しかし、京都市美術館は元々入場料など収入があったことからネーミングライツも実施できたが、図書館は公会計で限られた予算での運営となる。その中で様々な事業を実施されており頼もしい限りである。
- ・ 図書館として実施した方がよいと考える事業を無理のない範囲で実施することが重要。京都市京セラ美術館のリニューアルオープンに向けてもその中で企画されればよい。
- ・ 資料で調べるという習慣がどんどん減っており来館者の減少につながっている。書籍・資料を保存し府民に見ていただく機会を確保するという、図書館の本来の仕事はこれからもずっと続くものであり、来館者数が減ったからといって、焦る必要は全くない。これからも頑張っていたきたい。

(4) 平成31年度事業計画(案)について

○ 事務局から概要について資料に基づき説明

○ 委員意見

- ・ ホームページのお知らせ欄は非常に多く更新しているのは評価できるが、情報を整理してアーカイブしていくことでより見やすくなると思う。
- ・ 外国人に対しては、館内のサインを外国語にすることも一つだが、ホームページ等で外国人観光客に向けての図書館のメリットを発信していくことを検討してはどうか。
- ・ サービスデザインチームには図書館のどのような立場の人が運営しているのかといった、チームとしてのイメージを発信されてはどうか。例えば、「このような私たちと一緒にやりましょう」というような発信など可能であれば検討いただ

会

きたい。

- ・ 府立図書館のセンター機能といった役割をもっと発信すればよい。そうすることで府民、市民の方々の評価が高まる。
- ・ 例えば、大学連携においてもすべての大学との連携を目指すのか、又は事業目的に沿った対象を選ぶのかといった、ターゲットを明示してもよい。
- ・ 大学のゼミを図書館で開催することは非常にユニークで面白い取組である。図書館という「場」に来るという体験が重要であり、棚を見て、選んで、借りて、実際に読んでみて、という流れがある「場」の存在は安心感がある。更にバックヤードや自動化書庫など普段見ることができない場所を見学できることは、府立図書館を強く印象づけることができると思う。
- ・ 市町村図書館等との連携に関して相互貸借により 10 カ月間で 46,000 冊もの図書が搬送されていることに驚いている。実際にどのように搬送しているのか。
 - 火曜日から金曜日の週 4 日間 2 台の運搬車で府内を巡回している。京都市のブックメール便は週 5 日、府立図書館に来ていただいている。
- ・ 相互貸借の取組を府民・市民にもっと周知できればよいのではないか。例えば、運搬車両に何か府立図書館を想起させるデザインを施すなどして、府立図書館を PR するのもよい。
 - 運搬は業者委託であり運送業者のデザインとならざるを得ない。
 - 府立図書館としてはホームページによる周知に加え、講演会やイベント等の PR チラシを地下鉄の駅などに掲示している。そのチラシを見て、まずは「京都府立図書館が岡崎にある」ということをわかっていただきたいと考えている。

<原田会長 まとめ>

- ・ この 2 年間の取組で、特に様々な活動を充実させていくということについては非常に大きな成果を上げていると思う。発信については府民・市民に伝わるような表現を工夫いただくことは非常に重要であり、一層効果的な見せ方やツールの活用などに取り組んでいただきたい。
- ・ 新しい事業を始めるに当たっては既存事業の統廃合も必要である。
- ・ 図書館の評価指標としてどのようなものがよいのかを含め、今後とも継続して検討を行い、できれば「京都方式」といった形で全国に広がるようなものにしていきたい。

(5) 府内公立図書館の状況について

- 事務局から概要について資料に基づき説明。

(6) 会議のまとめと 2 年間の感想

○ 委員意見

- ・ センター機能としての府立図書館の実現に向けた事業が進んでおり、基本方針に沿った事業計画として評価できる。今後は、市町村立図書館を含めた図書館全体としてみる視点や、書籍離れから書籍に回帰する、回帰を掘り起こすといった視点を今後の計画に反映させてはどうか。
- ・ 読書教育が基本だが、学校は改革がすごく早い。新しい教育に図書館が追いついて新規性や時代を読む目線を大切にしてほしい。
- ・ 働き方改革もいわれる中、図書館としても無理のないようにお願いしたい。

会

- ・ 評価指標に関して京都方式と呼ばれるようなものを目指したい。
- ・ 入館者数や貸出冊数以外の指標も非常に重要であり、職員の頑張りに応えるようなスタッフ側の部分を評価するような指標が打ち出せないか。それが図書館そのものを評価することでもあると思う。
- ・ 大学のゼミやセミナーでの活用については、大変期待している。
- ・ 講座に参加される方が多いのは図書館のテーマ企画力がとても魅力的だからではないか。
- ・ 事業計画を樹立し成果と課題をしっかりと公表していることは高く評価できる。
- ・ パンフレットやポスターのデザインについては、学生アイデアを出してもらうなど、若い人と連携していくとよい。
- ・ 他の図書館等と連携を進める際には、それぞれの特殊性を掘り起こしながら連携を進めると魅力の一つになるのではないか。
- ・ 図書館に来て棚の中から本を選ぶというのは図書館ならではの体験であり、原点に返ったような気持ちになる。講座などをきっかけに、少しでも関わりができると愛着度が増すと思う。
- ・ 来館者数や貸出冊数も気になるころではあるが、そのような数値にあまりとらわれすぎないで、図書館らしく大きく構えて府民や市民に喜んでもらえる運営をしていただきたい。
- ・ 知的な交流の場の創設という点に共感するとともに魅力を感じた。次年度には現在実施されている「子ども食堂」や「子どもの居場所づくり」に取り組みされている団体への本の貸し出しを始められるとのことだが、子どもの貧困はいろいろな体験をする機会が減っているという状況でもあるので、大切な事業であると感じている。
- ・ 市町村図書館や子どもと関わるころへを支援していただけるのはありがたいと思う。学校支援セットについては、更に普及するよう力を入れたいと思っている。
- ・ 府立図書館の取組をもっといろいろな人に、学生に知ってほしいという思いがあった。広報やゼミ、セミナーの誘致、大学との連携、インターンシップの受け入れなどに取り組んでいただければ、どんどん変わっていくのではと思う。

(7) 今後のスケジュール等

- ・ 次年度は、6月頃を目途に第1回の協議会を開催予定
- ・ 公募委員については、4月1日に就任いただくことで京都府教育委員会において議決をいただいた。